

「予土まち散走」広報・魅力発信委託業務仕様書

1 事業名

「予土まち散走」広報・魅力発信委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月25日までとする。

3 事業実施の背景

圏域の中心市である宇和島市から広見川流域を中心とした地域は、「愛媛マルゴト自転車道（宇和島・四万十だんだん街道）」として整備されるなど、雄大な自然と美しい里山の風景が広がるサイクリングの適地である。

しかしながら、都市部からの交通利便性が低いことに加え、一般観光客への認知度が低く、当地域の有力な観光資源を満喫する最高の手段であるサイクリングを十分に活用できていないことから、当地域を「サイクリング重点戦略エリア」に設定し、関係市町と連携してサイクリングを活用した観光資源の周遊環境を整備し、当地域の観光客誘致に取り組んでいる。

4 事業の目的

本事業は、「サイクリング重点戦略エリア：宇和島・広見川流域を中心とした地域」（宇和島市、松野町、鬼北町）において、地域の観光資源を満喫する最高の手段であるサイクリングを活用し、当エリアの集客力向上を図るため、当エリアで暮らす人々の営みや地域ならではの魅力に触れることで、新たな発見・経験を旅行者に提供する「予土まち散走」のブランド定着を図るものである。

予土まち散走の概要

ゆっくりと散歩するように地域を自転車で巡り、「歴史や文化」に触れたり、「食」を楽しんだりする新しいサイクリングの楽しみ方である「散走」を切り口に、当エリアを周遊する観光コンテンツ。

- ・エリア愛称：予土まち（以下「予土まち」という。）
- ・エリアロゴ：別添資料のとおり
- ・エリアキャッチコピー：予土どーよ？！

なお、当事業の実施に当たっては、当エリアの既存サイクリング事業との整合性に配慮するものとする。

5 主たるターゲット

四国4県（特に松山市、高知市）に在住するサイクリング、アウトドア等に興味関心がある層を主たるターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、愛媛県と協議の上、決定すること。

6 事業内容

受託者は、予土まちの統一コンセプトのもと、以下の業務を円滑に実施すること。

統一コンセプト

散走などのサイクリングを通して、予土まちで暮らす人々の営みや地域ならではの魅力に触れることで、新たな発見・経験を旅行者に提供する。

(1) SNSの運用

- ・投稿計画の策定、記事制作、記事投稿、プロモーションの企画及び運用を実施すること。
- ・使用するInstagramアカウントは「@yodo_doyo」とする。

- ・プロモーション内容は、「予土まち散走」の認知度向上を念頭に、エリアキャッチコピー「予土どーよ?!」を効果的に活用すること。また、愛媛県が別途実施する「予土まち散走ツアー」参加者募集時には、同ツアーの内容についても触れること。(ツアーは年6回開催予定)
 - ・上記5に規定するターゲットを念頭に、広告効果の高い広告クリエイティブを数種類制作すること。
 - ・配信期間及び内容等については、愛媛県と協議の上決定すること。
 - ・受託者は、作成したデジタル広告等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 魅力発信のための企画又は広報物制作等
- ・上記6(1)に加えて、当事業目的達成のために必要と思われる企画を実施すること。また必要に応じて企画を周知するための広報物を作成すること。
 - ・内容等については、愛媛県と協議の上決定すること。
- (3) 効果測定及び報告
- ・インターネット広告やランディングページについて、配信・利用状況のレポートを行うこと。レポートの頻度については、配信期間等に応じて愛媛県と協議の上決定すること。
 - ・実施案件について、県ホームページ等への誘導効果を検証・分析し、今後の対策方針を提示すること。

7 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積ること。

8 事業計画書及び事業実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して提出すること。
- (2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

9 成果品

成果品として事業実施報告書(A4版)を6部提出すること。なお体裁等については、愛媛県と協議のうえ決定すること。

10 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、愛媛県の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 秘密保持

- (1) 当該業務に関して、受託者が愛媛県に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 当該事業に関しては、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

12 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例

第 41 号) に準じて取り扱うこととし、受託者は当該業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報扱う場合は委託者と協議することとする。

13 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、愛媛県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は愛媛県が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理することとする。

14 その他留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、連携を密にするとともに、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。また、愛媛県が別途委託する「予土まち散走ツアー」運営委託業務」の受託者と連携を密にすること。

(2) 上記 6 (1) の実施にあたっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を実施すること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議の上、決定することとする。

資料（エリアロゴ）

